「上九壬市行政証価曹・立成23年 世業務〕

〔女人于问〕或計画宗. 十次20千及未榜〕									
担当	ⅰ課・係名	土木課工務係【問合せ先(電話・内線番号)0561-56-0621】							
第5次総合計画掲載		基本方針 2 リニモでにぎわい交流するまち							
		基本施策 2-3 安全で快適な道路を整える							
業務の名称		道路維持管理業	長務						
(1)根拠法令・条例		道路法・道路構	道路法·道路構造令						
	務期間	開始した年度 ― 年度			終了(予定)年度 —		— 年度		
	市道のパトロール、ス						に間と類似した事業、		状況
	早期に処置するとと			近隊	構市	盯村	のほとんどが実施し ⁻	ている。	_
~	行い快適な通行を確								
概		要な舗装修繕、側溝修繕を計画的に行うことで安全 で快適な通行を確保する。							
要									
	①対象(誰、何を対象としているか)						状態を表す	指標	単位
	市の管理する道路	_	_	$ \mathbf{x} $	対象	ア	認定道路		km
			ļ		指	1			
			1		標	ウ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
(4)	②手段(どのような事				ア	舗装道路穴埋め補修	多	千円	
(4) 業	・舗装道路穴埋め補	修			活	1	路面清掃委託		千円
務	·路面清掃委託				動	ゥ	橋梁修繕	/ nb + \	千円
かの	┃・橋梁修繕 ┃・環境整備工事(草)	川。往9文料)		指	エ	環境整備工事(草刈	•街路樹)	千円	
目	· 環境金備工事(早/ • 舗装修繕工事	"小"注印在"别"		標	オ	舗装修繕工事		千円	
的	- 側溝修繕(敷設替)	工事				カ	側溝修繕(敷設替)二	Σ事	千円
ط	③意図(対象をどの	ような状態にしたいか) 管理されることにより、道路利用			成	ア	苦情調書件数		件
指揮					成果指	1			
標	者の安全で快適な通	負行の確保をする) o		標	ウ			
	④成果指標設定の理	里由							
	道路利用者の安全で快適な通行を確保できるよう、通行に関する苦情件数を指標とする。								
									ļ

			単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
	①対象指標	ア	km	219	189.5	195.9	212.5	219
		1						
(5)指標の推移		ウ						
	②活動指標	ア	千円	6,525	4,274	6,405	6,228	6,525
		1	千円	3,898	3,213	2,600	2,951	3,898
		ゥ	千円	2,688	-	-	6,045	2,688
		工	千円	97,824	59,172	71,841	81,387	97,824
		オ	千円	48,500	77,200	26,492	15,825	48,500
		カ	千円	_	7,833	4,167	14,318	_
		ア	件	0	30	50	58	0
	③成果指標	1						
		ゥ						
⑥事業費の推移	事業費		千円		151,692	111,505	120,709	159,435
	国費		千円				2,610	550
	う県費		千円					
	一般財派	亰	千円		151,692	111,505	118,099	158,885
	受益者負担		千円					
	延職員数(臨職)		人		_	_	1.91	

(7)遂行上の問題点、取組課題(箇条書きで簡潔に記載) 市の管理道路延長が対象であるため、道路の損傷等の早期発見のため、道路パトロールの回数を今後検討が必要 が出てくる可能性がある。

	必要性	Α	(必要性について該当した項目(理由)を簡潔に記載)	総合評価
(8)評価	有効性	Α	(有効性について該当した項目(理由)を簡潔に記載)	٨
	効率性	Α	(効率性について該当した項目(理由)を簡潔に記載)	A

(何を)

の改善

(9)今後 (いつまでに)

の方針 (どのような方法で)

行政評価チェックリスト

	市カ	「関与することは妥当か		該当					
		法律で実施が義務づけられている事業							
	2	受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない 事業							
	3	サイ							
	4	住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必 要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業							
	5	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支) 援し、あるいは生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備することを目的とした事業							
	6	住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不 確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完す る事業							
必	7	民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業							
要	8	市の個性 特色 魅力を継承・発展・創告 あるいは国内外へ情報発信する							
性	9	特宝の住民も団体を対象としたサービスであって、サービスの埋供を通じて							
	(10)								
	事業	ー に内容は適切か	関連項目	該当					
	11)	事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。 (長年実施している事業、対象数が減少している事業)	(2), (5)①						
	12	社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。 (目的の設定が現状にあっていない)	(4)						
	13	対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 (事業実績が前年と比べ低下している事業)	(5)2						
	14)	住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 (当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業)	(5)②						
	15	国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。 (他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が大きい事業)	(3)						
	重複した事業が実施されていないか								
	1	施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。							
	2	国や県のサービスと重複している							
有	<u> </u>) 民間のサービスと重複している							
H		業の成果はあがっているか 関連項目							
効		佐笠の日的達成のため 東要中容が必ずし + 海切りけいったい							
	4	(成果実績向上につながる事業方法が他にある)	(4)、(5)						
性	⑤	市の施策への貢献度が高いとはいえない。 (目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している)	(5)						
	6	事業を継続しても成果の向上が期待できない。 (成果指標の実績が前年から向上していない事業)	(5)③						
	7	厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4)						
	実施	直主体は適切か		該当					
	1	氏间事某者、NPO法人、住民団体寺を活用しても市民サービスが恒 L)	ことしな						
	2	民间事耒石、NPO法人、住民団体寺を活用するとコストの低減か期付でさ							
効	3	<u> </u>							
נעצ	_	ー くト改善の余地はあるか	関連項目	該当					
		人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。	1/4/A	¥ 1					
率	4		(6)						
率性	Ě	(臨時職員の活用などで人件費を下げられる) 業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。	(6)						
-	Ě	(臨時職員の活用などで人件費を下げられる) 業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる) 事務改善によりコストを下げる余地がある。							
-	5	(臨時職員の活用などで人件費を下げられる) 業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる)	(3), (6)						